出席停止について

群馬県立高崎工業高等学校

下記の病気は他の生徒に感染するおそれがありますので、学校保健安全法施行規則により出席停止となります。出席停止期間は欠席扱いになりません。なお、登校する際は、下記の証明書を主治医に記入していただき、学校へ提出してください。

学校で予防すべき感染症の種類		出席停止期間
第１種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、南米出血熱、痘瘡、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）	治癒するまで
第２種	インフルエンザ	発症後５日かつ解熱後２日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または５日間の適正な薬剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後３日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺等の腫脹が発現後５日を経過しかつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状の消退後２日を経過するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第３種	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

----------き---り---と---り----------

治　癒　証　明　書

群馬県立高崎工業高等学校長　様

年　　科　組　　番　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の生徒は[　　]のため、出席停止となっておりましたが、他への感染の恐れがなくなりましたので、登校してよいことを証明いたします。

出席停止期間［　　月　　日～　　月　　日］

令和　　年　　月　　日

医療機関名

医師名　　印